

デット・エクイティ・スワップ債務者側の会計処理

米山 正樹

I はじめに

デット・エクイティ・スワップ（以下DES）は、債務の返済が困難となった企業の救済・支援策として注目を集めつつある「債務の株式化」の手法である。これは債権者の側からみれば負債証券と持分証券との交換を意味し、債務者の側からみれば債務の消滅と拠出資本の増加を意味する。

DESの対象となるのは、典型的には、債務超過に陥った会社である。DESを実行すれば債務が減少し、逆に自己資本が増加する。そのため債務超過となった会社もDESによってその状態を免れることができる。債務超過を免れるのは、DESに応じる債権者にとっても債務を抱えた企業にとっても望ましいことでありうる。当事者の利害が一致した場合には、会社再建計画の一環としてDESが実行されるわけである。

折からの不況を契機としてDESをめぐる法律は整備が進み、その事例はいま増加しつつある。こうした事態を受け、企業会計基準委員会は実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。この実務指針は債権者に対し、新たに取得した持分証券をDES実行時の時価で評価し、手放した負債証券の簿価との差額にみあう損益を計上するよう求めている。債権者側の会計処理については明確な指針が示されているのである。

これに対し債務者側の会計処理については、いまだ明確な指針が与えられていない。この点について議論が先行しているのはむしろ法律の分野であり、そこでは特定の会計処理（後述）を支持する見解が有力となりつつあるようである。ただそれらの先行研究においては、もっぱら商法の立法趣旨に適うかどうかという観点から会計処理の「優劣」が論じられている。想定可能な会計処理にはどのようなものがあり、それぞれがいかなる論拠に支えられているのかについては、必ずしも十分な検討が行われてこなかったのである。

本稿ではこうした現状をふまえ、デット・エクイティ・スワップについて想定可能な会計処理を列挙し、それぞれの論拠を解き明かすのを中心的な検討課題としたい。DESを実行する場合に求められる検査役検査の簡便さという観点から、券面額主義（後述）に則った処理が実務で好まれている事実などには、ここでは目を向けない。現行ルールを支える（利益の）基礎概念にてらして、どのような会計処理を採りうるのかに焦点を絞り込むこととしたい。

II 米国FASBによるデット・エクイティ・スワップ債務者側の会計処理

デット・エクイティ・スワップの実行時における債務者側の会計処理について、先述のとおり日本では明確な指針がまだ示されていない。これに対し米国では、その処理が基準書に明記されている。ここでは会計処理の典拠たる財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）基準書第15号「問題の生じた債務の改訂に関する債務者及び債権者の会計処理」を検討対象とする。そこで想定されている会計処理とそれぞれの論拠を説明するとともに、それらの論拠がどれだけの説得力を有しているのかについて考察を進めていきたい。

(1) 想定可能な三つの会計処理

FASB基準書第15号は、DESを実行した債務者に対し、新たに発行した株式の（DES実行時における）時価総額にみあう拠出資本を増加させ、消滅する債務の簿価との差額にみあう利益（債務償還益あるいは債務免除益としての性格を有するもの）を計上するよう求めている（FASB [1977], para.15）。消滅する債務と新たに増加する株主持分とが、それぞれ時価で交換されたものとみなすのである。このやりかたは「消滅する債務を時価で評価し、評価益を期間損益に算入する方法（以下、時価振替）」と呼ぶことができる。

FASBが採択した方法としてはこれが唯一のものであるが、採択にいたるまでの検討過程において、FASBはこのほかにもふたつの代替的な方法を議論の対象としている（FASB [1977], para.92）。このうちのひとつは、消滅する債務を時価で評価替えする点では実際に採択された方法と共通するものの、評価替えの過程で生じた評価益を利益とするのではなく、株主持分に直接チャージするやりかたである。要約すると「消滅する債務を時価で評価し、評価益を自己資本の直接修正とする方法」と呼ぶことができる。

最後のひとつは、消滅する債務の簿価をそのまま拠出資本に振り替えるやりかたである。先に説明したふたつの方法と対比するなら、このやりかたは「消滅する債務の券面額をそのまま株主持分へと引き継ぐ方法（以下、額面振替）」と要約できる。債務の簿価を株主持分へと付け替えるわけであるから、そこに評価益が生じる余地はない。つまりこの方法によれば、DESでは債務の消滅に係る損益を認識しないこととなる。

(2) FASBによる議論の説得力

三通りの会計処理のうち、第一の方法によることを要求した理由として、FASBは、債務と株主持分との交換が適正な価額によって行われることを指摘している（FASB [1977], para.96）。債務消滅の見返りに交付される株式数の決定に際し、取引の当事者たる債権者と企業とは、取引時点における新株の価値が債務の価値にみあうものであるかどうかに関心を寄せるはずである。会計処理を考える際には、会計の外で決まっているこれらの事実を無視するわけにはいかない。FASBの基本的なスタンスはこのように理解することができる。

取引条件の決定に際し、債務と株式の適正な価値（公正価値あるいは時価）が考慮されるといふFASBの指摘は事実であろう。しかしそのことが債務の簿価と時価との差額にみあう損益の計上や、発行された新株の時価総額にみあう拠出資本の増加をただちにサポートするかどうかとなると、話は違ってくる。

例えば類似した非貨幣財の交換取引を想定したい。そこでの取引条件もDESのケースと同様に、簿価のいかに関わりなく、交換の対象となっている財の価値で決められているはずである。にもかかわらず、非貨幣財が交換されるほうのケースでは、譲渡された財の簿価を譲り受けた財へと引き継ぐような処理が求められている（APB [1973], para.21）。これはDESのケースで求められている処理とは明らかに異質なものといえる。時価で等価交換が行われていることと時価ベースの会計処理とは、必ずしも一対一に対応していないのである。

とすれば、DESの取引条件が消滅する債務や発行される新株の適正な価値で決まっているとしても、それは会計処理を特定化するための十分な条件とはいえない。想定可能な三通りの会計処理のうち、特定のひとつを選択する必然性が十分に説明できないのであれば、残りのふたつ、なかでも消滅する債務の簿価を拠出資本の増加額へと引き継ぐ方法をどれだけサポートできるのか、できないのかを改めて問い直してみることに意味を見出せるであろう。次節ではこの点に考察を進めたい。

またDESの取引価額が時価をもとに決められていることは、必ずしも時価ベースの会計処理を論拠づける事実といえないのであれば、すなわちFASBの議論が十分な説得力を有しないのであれば、時価振替の会計処理を支えるロジックについても再検討が必要と考えられる。この点については第4節で検討することとしたい。

Ⅲ 額面振替とその論拠

デット・エクイティ・スワップにおいては、債務が消滅すると同時に新たな株主持分が発生する。このうち新たな株主持分が生じる点に着目すれば、DESは資本取引の一形態といえることができる。現行ルールにおいては一般に、資本取引からは損益が生じないものと理解されている。この点に着目すれば、一切の損益を認識しない額面振替がDESの趣旨に合うものとなる。FASBの基準書も参考意見として言及している（FASB [1977], paras.94-95）この考え方は、額面振替を支える論拠として最も有力なもののひとつといえる。

利益は株主から拠出された資金を企業が運用した成果として生じるのであって、資金拠出それ自体からは損益が生じないというのは、現行のルールを支える基本的な考え方といえる。新たな株主持分の増加という側面を有するDESは株主を相手とした取引、すなわち資金拠出に関わる取引であって、資金の具体的な運用とは直結しない。そういう取引においては、消滅する債務を評価替えし、評価益を計上することとなる時価振替の処理は採りえず、簿価をそのまま引き継ぐ額面振替の処理が導かれてくるというのである¹。

DESがいわゆる資本取引であるのも、額面振替の会計処理によれば評価益の計上を避けられるのも事実であろう。しかしDESが資本取引であることから、額面振替の会計処理が一意的に導かれてくるかどうかとなると話は違ってくる。というのも、DESは単純な資本取引というより、むしろ資本拠出という要素とその他の要素（損益取引的な要素）とが密接に結び付いた複合取引とも解釈できるからである。こう解釈した場合、資本取引の要素から損益が生じないのはたしかといえるが、それ以外の要素から損益が生じる可能性は排除されないのである。

¹ 第1項で言及したとおり、たとえ時価振替を行っても評価差額を株主持分に直接チャージすれば、DESによって損益が計上される事態は回避できる。

にもかかわらず額面振替の会計処理を排他的にサポートするためには、主としてふたつのロジックが想定可能である。以下、これらがどれだけの説得力を有しているのか、確かめていきたい。

(1) 新株の「高価発行（不利発行）」と債務の買入償還

そのうちのひとつは、新株発行によって債務返済に必要な資金（額面相当額）を調達し、ただちにそれを返済に充てたとみなすものである。こう解釈したDESは、単純な増資と債務の返済とに還元されることとなる。そこに損益計上の余地はない。債務の券面額に相当する現金の受払いを擬制すれば、結果的に額面振替の処理が導かれてくることとなる。

ただこういう解釈は、既存債務の額面に相当する現金が新株発行によって流入するという仮定を設けなければならないという点で問題を抱えている。ふつうDESが行われるような企業は財務状況が悪化しており、その債務は満額の回収が困難とみなされている。つまり債務の時価は券面額に満たないものとなっている。DES実行企業と当該企業の債権者との間で公正な取引が行われるとすれば、DESの新株はほんらい債務の時価にみあう分だけ発行されるはずであって、券面額ほどの価値は持たないと考えられる。

にもかかわらず先に説明した事実解釈では、新株発行に伴って券面額相当の現金が流入したものとみなされている。いわば発行された新株の価値を超えるような現金の受け入れが擬制されている。よく用いられる「新株の低価発行／有利発行」という表現とのアナロジーでいうなら、「新株の高価発行／不利発行」の擬制が求められているのである。

しかしDESの申し出を受け入れた債権者の側に、新株の価値を超えるような現金を払い込む誘因があるとは思えない。そもそも、ここで擬制したような増資による資金調達が困難だからこそDESが実行されたともいえる。いずれの点を考慮しても、ここで説明したようなDESの解釈は、事実に適うものとは考えられない。

(2) 資金受託の継続性

額面振替をサポートするもうひとつのロジックは、DES実行前の債権者（すなわち実行後の新規株主）による継続的な資金提供の事実に着目するものである。DESの当事者たる債権者はその投下資金を引き上げようという意思を有していないし、もう一方の当事者たる企業の側にも債務を「決済」しようというつもりはない。DESを行う企業は一般に資金の返済に窮しており、債務の返済には応じられないものと考えられる。

債権者と債務者たる企業との間で取引が行われたものの、当事者に金銭貸借関係を解消しようという意思はなく、取引後も資金委託・受託の関係が続くケースとしては、借り換え（debt-for-debt swap）の場合を挙げられる。そこではまさしく取引後も受委託の関係が継続することから、旧来の債務に係る評価益の実現は認められていないようである。評価替えによる損益の計上が禁じられているという意味において、借り換えによって消滅する債務の簿価は、新たに債務に引き継がれているということが出来る。

DESの場合は借り換えと違って、資金委託・受託の形態が取引を機に変化する。ただ資金受託の形態が債務から株主資本へと変化しても、受託の事実それ自体には変化がみられない。とすればDESにおいても借り換えのケースと同様、消滅した債務の簿価を引き継ぐ処理が想定できる。

ここで述べたとおり、額面振替は資金受託の継続性という観点からはサポートしうる。第一のロジックにみられたような「不自然さ」、すなわち起こりえない事態（券面額に相当する現金の流入）を用いた事実の解釈は、ここにはみられない。形式的に取引が行われていても、それが資金受託（債務の場合）や投資（資産の場合）の継続性を中断するものでなければ、取引対象に係る評価益の実現は認められない。現行ルールにみられるこの基本的な考え方に立脚している点で、ここで説明した第二のロジックは第一のロジックより強い説得力を有している。

ただ借り換えのケースと違って、DESでは債務が株主持分へと変化する。この点を強調するなら、DESを契機として資金委託者と受託者との関係は変質するという結論も導きうる。すなわちDESをつうじて資金受託の事実に変化はなく、引き続き同一の資金提供者から出資を受けているという事実解釈が可能な一方で、債権者としての立場と株主としての立場の異質さを強調するなら、DESは債務に係る評価益実現の契機とも解釈できる。そうなるとその点では、時価振替の会計処理が求められることとなる。

資金受託の継続性という観点から額面振替をサポートするためには、資金提供者の置かれたポジションのDESをつうじた変化が、先に言及した非貨幣財の交換（や債務の借り換え）のケースにおける投資（や資金受託状況）の変化と本質的に違いがないことを示す必要がある²。

(3) 小括

以上この節では、額面振替の会計処理をサポートできるかどうか、できるとすればいかなるロジックがありうるのかについて考察を進めてきた。額面振替は通常、DESが資本取引であることにひきつけて論拠づけようと試みられる。しかし資本取引であること自体は特定の会計処理に直結しない。それゆえここでは、資本取引であることには直接言及せずに額面振替をサポートしようと努めた。

想定可能なふたつのロジックのうち、券面額相当の資金を増資により調達し、直後にそれを既存債務の償還に充てたという想定の方は受け入れがたいものであった。しかしDESの前後で資金受託の事実の本質的な変化は生じておらず、DESはその意味で債務に生じている評価益を実現させる契機とはみなせないという議論の方は受け入れの余地がある。FASBの決定いかんにかかわらず、額面振替の会計処理もサポートしうるということが確かめられたのであった。

次節ではもう一方の処理たる時価振替を採り上げ、これをどうサポートしうるのかについて考察を進める。第2節で述べたとおり、FASBのコメントにかかわらず、時価をベースに取引価額が決められている事実は、時価振替の会計処理をサポートするのに十分な論拠とはいえない。より強い説得力を有する議論を次節で模索していきたい。

² なお額面振替の会計処理を採用すると、債務に生じた評価益が実現の機会を得ぬまま、拠出資本に拘束されてしまう。これは実現した評価益を利益とみなす現行ルールの基本的な考え方と、必ずしも整合しない処理と考えられる。借り換えのケースなら額面振替によって評価益の実現を先送りしても、実現した評価益はいずれ利益に含まれる。これに対しDESのケースで額面振替を認めると、評価益の取扱いに係る例外を作り出してしまうこととなるのである。

借り換えなどとの等質性という観点から額面振替の処理をサポートしようとする場合は、この問題に対する解答も準備しなければならない。

IV 時価振替とその論拠

今度は、時価振替のほうの論拠を問い直してみたい。第2節で確かめたとおり、時価振替という場合は、消滅する債務に係る評価益を期間利益に反映させる方法と、株主持分に直接チャージする方法がありうる。ここではさしあたり、より典型的な手法とというる前者を想定して議論を進めたい。

先述のとおり、デット・エクイティ・スワップにおいては債務が消滅するとともに、それのみあう拠出資本が増加する。この事実にはいくつかの解釈がありえ、前節ではこのうち、額面振替の会計処理に結び付くものを採り上げた。本節では別の解釈、すなわち時価振替のほうの会計処理を導くような事実のとらえかたをいくつか採り上げ、それぞれの説得力を検討することとしたい。

(1) 債権による現物出資と債権債務の混同による消滅

デット・エクイティ・スワップを時価振替の会計処理に結び付けるためには、第一に、一連の取引を(a)債権者による債権の現物出資と(b)債務者による債権債務の相殺(両者の混同による消滅)とに分解するやりかたが考えられる。

そこではまず、債権者と企業とのやりとりとして債権による現物出資が行われたものとみなされる。そのプロセスで企業は新たな財産として自社発行の債権を取得し、それのみあう自社の新株を債権者に引き渡すことになる。これに続いて企業の側は、現物出資の過程で受領した債権と、それに対応する債務とを相殺消去したものとみなされる。一連の取引を統合すれば債務の消滅とそれのみあう新株の交付が行われたことになり、DESの取引と一致する。

ここで説明したようにDESを債権による現物出資と債権・債務の相殺消去というふたつの取引に分けて考えた場合、それぞれの取引に適用されるルールがDESにも適用されることとなる。具体的にいうと、まず債権による現物出資の局面においては、交付された新株の価値や拠出された債権の価値をもとに取引価額が決定される。新たに受け入れた債権はその取引価額で評価され、同額だけ拠出資本が増加することとなる。

これに続いては、現物出資の過程で評価額の定まった債権が債務と相殺され、両者はともに消滅する。現物出資の対象となった債権の評価額と、企業が旧来から負っている債務の簿価(券面額)とは独立に決定される以上、両者が一致する保証はない。債権の簿価はDES実行時の時価をもとに決められるのに対し、債務の簿価のほうは券面額を基準に評価されるのがふつうである。債務者における財務状況の悪化がDESの契機であれば、一般に債務の簿価が債権簿価を超過するものと考えられ、両者の相殺に際しては、債務の評価益としての性質を有する利益が計上されるものと見込まれる。

一連の取引を統合してみると、取引対象たる債権あるいは株式の時価のみあう拠出資本が増加し、これと同時に債務の評価益が実現させられている。これはまさしく、消滅する債務や増加する拠出資本(新たに交付された株式)の価値に着目した、時価振替の会計処理とみなしうる。つまりDESを債権による現物出資と債権・債務の混同による消滅とみなす立場は、時価振替の会計処理と結びつくのである³。

DESをこう解釈する場合は、資本取引から損益を計上すべきではないという、時価振替の会計

処理に向けられる批判を回避することができる。先に説明したとおり、こういう事実認識によれば、債務に生じていた評価益は現物出資という資本取引の過程で実現したのではなく、債権・債務の混同による消滅という非・資本取引のプロセスで実現したこととなる。債権による現物出資の過程で利益を計上しているわけではないので、現行ルールには抵触しないという主張が可能なのである。

(2) もうひとつの事実認識：時価発行増資と債務の買入償還

DESに係る解釈で時価振替の会計処理に結び付くものとしてはもうひとつ、DESを(a)時価発行増資と(b)債務の買入償還とに分解するやりかたも想定可能である。時価発行増資で集めた資金の全額を、債務の買入償還に用いたものとみなすのである。一連の取引を統合すれば現金のフローは相殺され、負債証券と持分証券との交換（企業の側からみれば消滅した債務にみあう拠出資本の増加）だけが残ることとなる。これはDESにはかならない。

DESをこう解釈する場合、拠出資本は最初のプロセス、すなわち時価発行増資で受け入れたとみなされる現金の額だけ増加する。そこでは新たに交付された株式の時価総額にみあう現金が流入するはずであり、この金額が増加する拠出資本の大きさを決めることとなる。DES実行企業とDESを受け入れた債権者との公正な関係と与件とするなら、時価発行増資によって調達したとみなされる資金は債務の時価に一致するはずである。

次のプロセスでは、先に受け入れた現金の全額が債務の償還に充てられる。時価発行増資で受け入れた現金の大きさと償還の対象となっている債務の簿価とは通常一致せず、DESが実行されるような状況では債務の簿価が現金流入額を超過しているのが常態といえる。そうなる債務償還の際には、債務の簿価と償還に充てられた現金との差額にみあう償還益が計上されることとなる。

一連の過程をつうじてみれば、新たに交付された株式の価値にみあう拠出資本が増加し、消滅する債務からは償還益が計上されることとなる。すなわちDESを時価発行増資と債務の買入償還との複合取引とみなす立場も、いわゆる時価振替の会計処理と結び付くのである。

DESをこう解釈する場合も、資本取引から損益を計上すべきではないという、時価振替の会計処理に向けられる批判は回避できる。先に説明したとおり、こういう事実認識によれば、債務に生じていた評価益は時価発行増資という資本取引の過程で実現したのではなく、債務の買入償還という非・資本取引のプロセスで実現したこととなる。増資の過程で利益を計上しているわけではないので、現行ルールには抵触しないという主張がここでも可能なのである。

ただ一般にDESを行うのは、財政状態が悪化した企業である。時価発行増資による資金調達が困難であればこそ、DESを実行するものと考えられる。にもかかわらず、いったん時価発行増資が行われたものとみなすやりかたは、DESをめぐる「無理のない」解釈というのが難しい。形式的にこういうフィクションを置くこと自体は可能といえるが、このフィクションがDES実行企業の意図に適用ものかどうかについては、慎重な検討が必要であろう。ここで採り上げた事実認識は、その点で、額面振替と結び付く事実認識と共通の問題点を抱えているのである（第3節

3 明石・弥永（2001）によれば、債権による現物出資と債権・債務の混同による消滅という事実認識は、時価振替のみならず額面振替とも結びつくという。逆に針塚（2001）・針塚（2002）は、DESを債権による現物出資とみなすのが唯一の解釈ではなく、それ以外の解釈もありうることを指摘している。

第1項を参照)。

(3) 小括

DESをめぐる事実認識としてはこのほか、まず部分的な債務免除を実行し、債務の簿価を公正な評価額まで切り下げた後に、簿価修正後の債務と株主持分とが交換されたものとみなす方法もありうる。この場合も一連の取引を統合した会計処理は、時価振替に相当するものとなる。ただこの方法による場合は、計上される利益の性質が、債権債務の消滅をつうじて実現させられた評価益や買入償還による償還益ではなく、債務免除益とみなされることになる。

ここで説明してきたとおり、DESを複合的な資本取引とみなし、複数の取引を擬制すると、時価振替の会計処理が導かれてくる。取引の分解方法はひとつにかぎらず、「意味のある」分解方法をいくつか想定することができる。それらのいずれにおいても、消滅する債務に係る評価益は増資の局面以外で生じるもの（債務の償還益あるいは評価益）と解釈される。DESが全体として資本取引であることと時価振替の会計処理とは、両立可能であることが確かめられたのである。

VI おわりに

本稿では、デット・エクイティ・スワップについてどのような会計処理が想定可能なのか、その点が主たる検討課題であった。米国財務会計基準審議会の基準書ではいわゆる時価振替が指示されているのに対し、日本の商法上は額面振替のほうを支持する見解が有力となりつつある。一方の会計処理だけを認め、他方の適用を禁止する論拠がどれだけの説得力を有しているのか、改めて問い直してみたのが本稿である。

前節までの議論によれば、額面振替も時価振替もサポートしうるものであり、会計に固有のロジックからすれば、一方だけを容認し、他方を禁じるやりかたを論拠づけるのは難しい。にもかかわらず額面振替の「優位」を主張しようとするなら、例えば立法政策的な見地からこれを主張することになろう（針塚 [2001]、針塚 [2002] を参照）。あるいは時価振替の会計処理は、何らかのフィクションを設けなければサポートできない点を批判し、フィクションによらずサポート可能な点を額面振替（資金受託の継続性に着目してサポートする場合）の長所として強調することになろう。

逆に時価振替のほうの「優位」を主張しようとするなら、額面振替を支える議論のうち、DESの前後で資金受託は継続しているという事実認識の「弱さ」を批判することが考えられる。また資産・負債・持分に公正な評価額を与えなければならないというような概念フレームワークが存在する場合は、そういうフレームワークに優位性の根拠を求めることも可能であろう。

本稿では論じなかったものの、本稿の主旨と密接に結びついた未解決の問題としては、額面振替と時価振替との「使い分け」をめぐる問題がある。より具体的にいうと、額面振替や時価振替を導くような事実認識のそれぞれがすべてのDESと結びつくのか、それとも特定のDESは額面振替を導くような事実認識と、残りのDESは時価振替を導くような事実認識と結びつくのか、残された検討課題といえる。

DESで旧債権者に交付される株式としては、さまざまなクラスに属するものがありうる。そのうちの一部は優先株式、なかでも負債証券にきわめて近い性質を有するものでありうる。他方

の極では、弁済順位がきわめて遅い劣後株式が交付されることもある。例えば額面振替を導く「債権者持分の株主持分との置き換え」は、一見したところ、優先株式が交付されるケースのほうに結びつきやすく、劣後株式が交付されるケースにはなじまないようにみえる。こういう議論が成り立つかどうかは、慎重に確かめてみる必要があるだろう。

【参考文献】

- 相沢直樹「『DESの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い』の解説」『旬刊経理情報』第1002巻，2002年12月1日，17-20ページ。
- 明石一秀・弥永真生「債務超過会社の債務の株式化」『企業法学』第8巻，商事法務研究会，2001年，88-111ページ。
- 大日方隆『企業会計の資本と利益—名目資本維持と実現概念の研究—』，森山書店，1994年。
- 金谷直「DES実施企業の会計処理」『旬刊経理情報』第1002巻，2002年12月1日，13-16ページ。
- 神田秀樹「債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）」『ジュリスト』第1219号，2002年3月15日，30-34ページ。
- 企業会計基準委員会「実務対応報告第6号：デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」，2002年10月9日。
- 関雄太「不良債権処理政策のもとにおけるDESの導入意義」『旬刊経理情報』第1002巻，2002年12月1日，8-12ページ。
- 高木新二郎「DIPファイナンスとデット・エクイティ・スワップ」『金融法務事情』第1627号，2001年11月25日，19-31ページ。
- 田作朋雄「事業再生のための資本再構築—リキャピタリゼーションの考え方—」『金融法務事情』第1641号，2002年4月25日，6-12ページ。
- 針塚遼「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」『旬刊商事法務』第1590号，2001年3月25日号，4-9ページ。
- 針塚遼「デット・エクイティ・スワップ再論」『旬刊商事法務』第1590号，2002年6月25日号，16-21ページ。
- 弥永真生「バランスシート調整論の法律的・会計的問題」吉川洋・通商産業研究所編集委員会【編著】『通産研究レビュー特集号 マクロ経済政策の課題と争点』東洋経済新報社，2000年，227-243ページ。
- Accounting Principles Board, American Institute of Certified Public Accountants (APB), APB Opinions No.29: *Accounting for Nonmonetary Transactions*, 1973.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.15: *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, 1977.